

## 東浦町高齢者住宅改修費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住する住宅の改修に要する経費の一部を助成することにより、高齢者の自立した生活の維持、拡大を支える住まいづくりの推進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者のうち、法第45条第1項に規定する住宅改修を行うものとする。

### (対象工事)

第3条 助成金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、平成11年厚生省告示第95号に定める住宅改修工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象工事としない。

- (1) 他の制度による助成、給付等の対象となる場合
- (2) 同一対象者について、既に本要綱による助成を受けている場合
- (3) 住宅の老朽化に伴う工事又は居住性を高めることを主目的とする工事として前項の工事を行うものと認められる場合
- (4) 新築、増築又は改築工事
- (5) 平成12年厚生省告示第35号に定める住宅改修費の支給限度額以下の工事

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象工事に要する額から、当該対象工事に係る法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）を除いた額とし、40万円を限度とする。ただし、知多北部広域連合に提出した介護保険居宅介護（予防）住宅改修費事前協議書の受付日の属する年度において対象者の属する世帯の構成員（対象者が居住する住宅と同一の住宅に居住する親族は、対象者の属する世帯の構成員でない場合であっても当該世帯の構成員とみなす。）のうち当該年度（4月及び5月に当該協議書を受け付けた場合は前年度）に町民税が課税されている者がいる場合については、10万円を限度とする。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、助成金の交付を受けようとするときは、居宅介護住宅改修費等の支給決定を受けた後に、住宅改修費助成金支給申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 居宅介護住宅改修費等の支給が認められたことを証する書類（以下「支給決定通知」という。）及び当該工事に係る費用が明らかとなるもの
- (2) 工事施工図面（施工前後の図面に工事内容を明記したもの）
- (3) 施工業者からの工事費請求書及び請求内訳書の写し

- (4) 工事費領収書の写し
  - (5) 工事部分の施工前後の写真
  - (6) 住宅の所有者が申請者でない場合は、所有者の承諾書
  - (7) 世帯員の課税状況を確認する旨の同意書
- 2 申請者は、支給決定通知の通知日から2週間以内に申請書を提出しなければならない。
- 3 町長は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を住宅改修費助成金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。
- (助成金の支払)

第6条 交付決定の通知を受けた者は、住宅改修費助成金請求書(様式第3)により助成金の支払を町長に請求するものとする。ただし、請求できるのは交付決定の日から3か月以内とする。

- 2 町長は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に助成金を支払うものとする。
- (交付決定の取消し及び助成金の返還)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払った助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に付した条件に違反したとき
- (2) 申請書類等に虚偽の事項を記載し、又は助成金の執行に関し不正な行為があったとき
- (3) 対象工事を中止又は廃止したとき

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定については、平成12年11月1日から適用する

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に住宅改修費助成対象工事申請書を受け付けたものについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東浦町高齢者住宅改修費助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の東浦町高齢者住宅改修費助成金交付申請に係る助成金に適用し、同日前の東浦町高齢者住宅改修費助成金交付申請に係る助成金については、なお従前の例によ

る。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第5条関係）

住宅改修費助成金支給申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住所  
氏名  
電話

東浦町高齢者住宅改修費助成金交付要綱に基づく助成対象工事について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

対象者	氏名					生年月日	年	月	日
	住所	東浦町大字							
	認定区分	要支援	1	2	要介護	1	2	3	4
世帯の状況	氏名	続柄		生年月日			町民税課税状況		
							課税・非課税		
							課税・非課税		
							課税・非課税		
							課税・非課税		
							課税・非課税		
							課税・非課税		
改修場所	<input type="checkbox"/> 玄関・廊下 <input type="checkbox"/> トイレ		<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 階段		<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> 風呂・洗面所		
改修工事費	円								

添付書類

- (1) 居宅介護住宅改修費等の支給が認められたことを証する書類及び当該工事に係る費用が明らかとなるもの
- (2) 工事施工図面（施工前後の図面に工事内容を明記したもの）
- (3) 施工業者からの工事費請求書及び請求内訳書の写し
- (4) 工事費領収書の写し
- (5) 工事部分の施工前後の写真（改修場所ごとに撮影日を明示したもの）
- (6) 住宅の所有者が申請者でない場合は、所有者の承諾書
- (7) 世帯員の課税状況を確認する旨の同意書

様式第2（第6条関係）

住宅改修費助成対象工事審査結果通知書

様		第 号 年 月 日
東浦町長		印
<p>年 月 日付けで申請のありました東浦町高齢者住宅改修費助成金について、次のとおり決定しました。</p>		
住宅改修費助成金交付決定額		円
対象者氏名		住所
助成対象工事の内容		
助成金振込予定日		

様式第3 (第6条関係)

住宅改修費助成金請求書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた工事に係る東浦町高齢者住宅改修費助成金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 住宅改修費助成金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 支払方法 償還払い ・ 受領委任払い

なお、受領委任払いの場合、この請求に基づく住宅改修費の受領に関する権限を次の受取人に委任します。

受取人 住 所

氏 名

電話番号

介護保険の事業所番号 (受領委任)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 振込先

(償還払いの場合で口座名義人が本人以外の場合は委任状が必要、受領委任払いの場合は上記受取人口座)

金融機関名	銀 行		本 店
	信用金庫		支 店
	農 協		出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			